令和８年度第１回品川区特別職報酬等審議会　次第

日時：令和８年１１月２日
午後１時３０分～
場所：本庁舎５Ｆ 第五委員会室

司　会　　佐藤区長室長

１．区長挨拶　　区　長　　森澤　恭子

２．委員紹介

３．会長・副会長選任
（１）会長選任
（２）会長挨拶
（３）副会長選任
（４）副会長挨拶

４．諮問文手交

----------区長、副区長、教育長退室----------

５．議　　事　　議事進行　　会　長

（１）品川区特別職報酬等審議会について（資 料 １）　　中西総務課長

（２）特別区人事委員会勧告および各区の状況等について　　中西総務課長

①令和８年特別区人事委員会勧告の概要----------（資 料 ２）
②特別区人事委員会の勧告等と実施状況----------（資 料 ３）
③２３区特別職報酬等 月額一覧（基本報酬）----------（資 料 ４）
④２３区特別職報酬等 期末手当一覧----------（資 料 ５）
⑤２３区特別職報酬等 年額一覧----------（資 料 ６）
⑥令和７年度品川区各会計決算審査意見書（抜粋）----------（資 料 ７）
⑦品川区特別職における改定方法および近年の改定経緯について-----（資 料 ８）

（３）審議および質疑

資料　１

品川区特別職報酬等審議会について

１．特別職報酬等審議会の概要

（１）根拠

品川区特別職報酬等審議会条例

（２）審議会の設置（条例第１条および第２条）

区長の諮問に応じ、区長、副区長および教育長の給料の額ならびに区議会議員の議員報酬、政務活動費の額について審議するために設置された附属機関。

（３）審議会の開催（条例第２条）

区長は、議員報酬の額および区長、副区長、教育長の給料について、毎年１回、審議会の意見を聴くこととされている。

（４）委員（条例第３条）

審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、区長が委嘱。なお、委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

２．審議から改定までの流れ

区長から諮問　⇒　審議会で審議 ⇒ 答申　　※ここまで本日実施

⇒ 条例改正案提出 ⇒ 議会議決 ⇒ 改定

３．本日の進め方

（１）区長から審議会へ諮問

（２）品川区特別職報酬等審議会の概要説明

（３）特別区人事委員会勧告および各種資料について事務局より説明

（４）委員による審議

（５）審議会として意見の取りまとめ

（６）休憩（審議内容を踏まえ、事務局にて答申文案を作成）

（７）答申文案の決定

（８）区長へ答申

４．本日の審議事項

区長、副区長、教育長、区議会議員の報酬額および期末手当の額について、改定の必要性および改定内容を審議する。

５．審議に当たっての考え方

（１）特別区人事委員会勧告に準拠

特別区人事委員会は地方公務員法第７条を根拠に設置され、同法第８条により、給与等について勧告することと定められている。

特別区人事委員会勧告は、公務員が民間企業の勤労者とは異なり、争議権などの憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を果たしている。

本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行っている。

本勧告は一般職員を対象に行っているものであるが、公民較差を適切に反映した客観的な指標であることから、当審議会においても勧告に準拠し、改定の検討を行う。

（２）検討にあたり、勧告を踏まえ２案を提示。

案１：勧告の改定率・改定月数をそのまま引用する案

案２：月額報酬については部長級の最高号給の改定率により、期末手当については勧告と同程度の引上げ率により改定する案

※詳細は資料８にて説明

（３）その他、審議に当たっての主な視点

・国、東京都および他自治体の特別職報酬等の勧告状況
・他区との比較
・区の財政状況
・社会経済情勢
・区民感覚との均衡
・特別職に求められる職責の重さ
・過去の改定経緯

資料 ２

令和８年特別区人事委員会勧告の概要

１　公民給与の比較

（１）職員と民間との給与の比較

①　特別区、民間双方に共通する事務・技術の職務に従事する民間従業員の４月の給与について、職員と民間従業員との同種・同等の者同士を比較することを基本として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、比較している。

②　民間給与実態調査の内容（令和８年４月）

区分	内　　容
調査対象規模	企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の民間 1,029 事業所を調査（調査完了 603 事業所）
調査実人員	55,397 人

（２）公民較差

民間平均給与(事務・技術)	職員平均給与(行(一)事務・技術)	公民較差
４２１，３０１円	４０６，１７５円	１５，１２６円 （３．７２％）

２　公民較差・給与の改善等

区　　分		令和８年勧告	令和７年勧告
公民較差		１５，１２６円（3.72％）	１４，８６０円（3.80％）
月例給改定等		初任給引上げのほか、係長級以上は昨年を上回る改定を行い、早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ	若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ
民間と比較した職員	平均給与	４０６，１７５円	３９１，４６２円
	平均年齢	３８．６歳	３８．６歳
全　職　員　数		５７，９３５人	５７，４９３人
期末・勤勉手当		＋０．１月 (4.9 月→5.0 月)	＋０．０５月 (4.85 月→4.9 月)

資料 3

特別区人事委員会の勧告等と実施状況

年次	勧告月日	特別区人事委員会勧告		区職員の実施時期	勧告月日	人事院・都人事委員会勧告		国・都の実施時期
		月例給（平均率・額）	期末・勤勉					
R8	10.13	3.72% 15,126円	期末・勤勉 0．1月	・期末・勤勉 条例公布の日 ・月例 R8.4.1	国 8．7	(1)期末・勤勉 計0.05月 (2)月例3.51%	(2)15,056円	(1)R8.12月分から (2)R8.4.1 ※いずれも勧告内容
					都 10.16	(1)期末・勤勉 計0.10月 (2)月例3.30%	(2)14,209円	(1)R8.12月分から (2)R8.4.1 ※いずれも勧告内容
R7	10.14	3.80% 14,860円	期末・勤勉 0．05月	・期末・勤勉 条例公布の日 ・月例 R7.4.1	国 8．7	(1)期末・勤勉 計0.025月 (2)月例3.62%	(2)15,014円	(1)R7.12月分から (2)R7.4.1 ※いずれも勧告内容
					都 10.17	(1)期末・勤勉 計0.05月 (2)月例3.24%	(2)13,580円	(1)R7.12月分から (2)R7.4.1 ※いずれも勧告内容
R6	10.9	2.89% 11,029円	期末・勤勉 0．2月	・期末・勤勉 条例公布の日 ・月例 R6.4.1	国 8．8	(1)期末・勤勉 計0.10月 (2)月例2.76%	(2)11,183円	(1)R6.12.1 (2)R6.4.1
					都 10.18	(1)期末・勤勉 計0.20月 (2)月例2.59%	(2)10,595円	(1)R6.12.1 (2)R6.4.1
R5	10.11	0.98% 3,722円	期末・勤勉 0．1月	・勤勉 条例公布の日 ・月例 R5.4.1	国 8．7	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.96%	(2)3,869円	(1)R5.12.1 (2)R5.4.1
					都 10.13	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.88%	(2)3,569円	(1)R5.12.1 (2)R5.4.1
R4	10.11	0.24% 896円	期末・勤勉 0．1月	・勤勉 R4.11.28 ・月例 R4.4.1	国 8．8	(1)勤勉0.11月 (2)月例0.23%	(2)921円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
					都 10.12	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.20%	(2)828円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
R3	10.20	△0.02% △94円	期末・勤勉 △0．15月	・期末 R3.12.1 ・月例 見送り	国 8．10	・期末△0.15月 ・月例0.00%	△19円	・R3.12.1 ・改定見送り
					都 10．15	・期末△0.10月 ・月例△0.03%	△103円	・R3.12.1 ・改定見送り
R2	10.23	△0.04% △157円	期末・勤勉 △0．05月	・期末 R2.11.30 ・月例 見送り	国(1)10．7 (2)10.28	(1)期末△0.05月 (2)月例△0.04%	(2)△164円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
					都(1)10.30 (2)12.18	(1)期末△0.10月 (2)月例△0.05%	(2)△195円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
R1	10.21	△0.58% △2，235円	期末・勤勉 0．15月	・期末 R1.11.29 ・月例 R2.1.1	国 8．7	0.09%	387円	31.4.1
					都 10．16	0.01%	47円	改定見送り
H30	10.10	△2.46% △9，671円	期末・勤勉 0．1月	見送り	国 8．10	0.16%	655円	30.4.1
					都 10．12	0.03%	108円	改定見送り （初任給のみ1,000円引き上げ H31.4.1）
H29	10.11	0.13% 526円	期末・勤勉 0．1月	29．4．1	国 8．8	0.15%	631円	29.4.1
					都 10．6	0.02%	74円	改定見送り
H28	10.11	0.15% 584円	期末・勤勉 0．1月	28．4．1	国 8．8	0.17%	708円	28.4.1
					都 10．18	0.02%	81円	改定見送り
H27	10.13	0.35% 1,413円	期末・勤勉 0．1月	27．4．1	国 8．7	0.36%	1,469円	27.4.1
					都 10．16	0.12%	480円	27.4.1

＜参考＞近隣の政令市の勧告状況（令和8年度）

自治体名	勧告日	人事委員会勧告	
		平均率・額	期末・勤勉
さいたま市	R8.9.30	2.78% 11,876円 （係長級から次長級までの職員に重点を置きつつ、上位の職務の級との給料月額の重なりにも留意して引上げ）	0．05月
千葉市	R8.10.6	3.8% 16,107円 （初任給引上げのほか、概ね30歳台以降の中堅層以上の職員について、令和7年を上回る引上げ）	0．05月
川崎市	R8.10.6	3.01% 13,219円 （初任給引上げのほか、中堅層以上の職員について、令和7年を上回る引上げ）	0．05月
横浜市	R8.10.14	3.68% 15,464円 （初任給引上げのほか、中堅層以上の職員について、令和7年を上回る引上げ）	0．05月
相模原市	R8.10.7	3.72% 15,062円 （初任給引上げのほか、中堅層以上の職員に重点を置きつつ、概ね30歳以上の職員について、令和7年を上回る引上げ）	0．05月

資料 4

２３区特別職報酬等　月額一覧(基本報酬)　※条例本則

（円）

区長			副区長			教育長			議長			副議長			委員長			副委員長			議員		
順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額
1	千代田区	1,354,000	1	千代田区	1,081,000	1	港区	983,500	1	新宿区	1,012,000	1	新宿区	864,000	1	千代田区	716,000	1	千代田区	683,000	1	新宿区	661,000
2	文京区	1,318,500	2	文京区	1,067,100	2	文京区	975,100	2	足立区	983,000	2	千代田区	851,000	2	新宿区	711,000	2	新宿区	679,000	2	墨田区	651,000
3	港区	1,316,400	3	港区	1,058,500	3	千代田区	957,000	3	墨田区	980,000	3	足立区	842,000	3	練馬区	707,300	3	練馬区	674,800	3	千代田区	650,000
4	中野区	1,306,300	4	中野区	1,048,700	4	新宿区	921,000	4	千代田区	974,000	4	墨田区	841,000	4	足立区	705,000	4	足立区	673,000	4	葛飾区	647,000
5	新宿区	1,252,000	5	新宿区	1,004,000	5	中野区	919,300	5	大田区	971,700	5	文京区	830,400	5	墨田区	696,000	5	墨田区	671,000	5	北区	643,600
6	墨田区	1,213,000	6	墨田区	980,000	6	墨田区	904,000	6	中央区	971,000	6	北区	829,500	5	江東区	696,000	6	葛飾区	668,000	6	港区	643,500
7	大田区	1,208,300	7	大田区	969,600	7	練馬区	893,500	7	文京区	968,900	7	江東区	826,000	7	世田谷区	692,900	7	江東区	663,000	7	練馬区	643,400
8	中央区	1,202,000	8	中央区	963,000	8	北区	880,400	8	世田谷区	967,900	7	荒川区	826,000	8	北区	689,600	8	中央区	662,000	8	世田谷区	641,900
9	江戸川区	1,200,400	9	北区	961,400	9	板橋区	879,000	9	北区	966,400	9	台東区	825,000	9	葛飾区	689,000	9	北区	661,300	9	足立区	641,000
10	北区	1,200,300	10	江東区	959,000	10	大田区	867,500	10	荒川区	966,000	9	目黒区	825,000	10	大田区	688,400	10	大田区	660,300	10	大田区	640,600
11	江東区	1,200,000	11	板橋区	958,000	11	中央区	860,000	11	台東区	962,000	11	中央区	824,000	11	荒川区	687,000	11	世田谷区	659,500	11	渋谷区	638,200
12	板橋区	1,195,000	12	品川区	957,000	11	荒川区	860,000	12	渋谷区	961,200	12	板橋区	823,000	12	目黒区	686,000	12	荒川区	658,000	12	中央区	638,000
13	練馬区	1,190,700	12	葛飾区	957,000	13	渋谷区	851,400	13	葛飾区	961,000	13	港区	821,900	13	台東区	685,000	13	港区	656,100	13	荒川区	634,000
14	台東区	1,190,000	14	台東区	956,000	14	葛飾区	844,000	14	江東区	959,000	14	練馬区	821,300	14	港区	684,600	14	台東区	656,000	14	江東区	633,000
14	品川区	1,190,000	15	練馬区	952,200	15	江東区	839,000	14	品川区	959,000	15	大田区	819,700	15	中央区	684,000	15	目黒区	655,000	15	台東区	632,000
16	荒川区	1,185,000	16	荒川区	951,000	16	品川区	832,000	16	板橋区	958,000	16	世田谷区	819,400	16	中野区	683,900	16	文京区	653,000	16	板橋区	631,000
17	葛飾区	1,174,000	17	渋谷区	948,400	17	江戸川区	828,600	17	練馬区	952,200	17	品川区	818,000	17	文京区	681,400	16	中野区	653,000	17	文京区	629,700
18	杉並区	1,161,200	18	江戸川区	946,800	18	台東区	820,000	18	港区	950,900	18	豊島区	812,600	18	板橋区	679,000	18	品川区	652,000	18	品川区	629,000
19	渋谷区	1,160,400	19	杉並区	930,500	19	杉並区	797,500	19	目黒区	944,000	19	杉並区	808,200	19	品川区	678,000	18	板橋区	652,000	19	豊島区	628,700
20	目黒区	1,104,000	20	目黒区	883,000	20	世田谷区	797,000	20	中野区	941,900	20	葛飾区	807,000	20	渋谷区	673,000	20	渋谷区	648,900	20	目黒区	624,000
21	世田谷区	1,096,600	21	豊島区	868,300	21	目黒区	773,000	21	豊島区	930,800	21	渋谷区	801,900	21	杉並区	671,300	21	豊島区	648,600	21	中野区	621,800
22	豊島区	1,082,800	22	足立区	864,900	22	足立区	769,700	22	江戸川区	918,700	22	中野区	798,100	22	豊島区	670,700	22	杉並区	643,300	22	杉並区	621,500
23	足立区	1,078,800	23	世田谷区	844,000	23	豊島区	759,500	23	杉並区	893,100	23	江戸川区	788,500	23	江戸川区	658,700	23	江戸川区	631,600	23	江戸川区	609,700
(23)	品川区長２割減	952,000	※特例条例による品川区長の月額給２割減額後（R5.2.1～適用）																				
23区平均		1,199,117	23区平均		961,278	23区平均		861,391	23区平均		958,813	23区平均		822,761	23区平均		687,557	23区平均		659,235	23区平均		636,243
城南ブロック平均		1,151,860	城南ブロック平均		920,400	城南ブロック平均		824,180	城南ブロック平均		960,760	城南ブロック平均		816,800	城南ブロック平均		683,660	城南ブロック平均		655,140	城南ブロック平均		634,740

令和8年6月1日現在

資料 5

２３区特別職報酬等 期末手当一覧　　※条例本則

（円）

区長				副区長			教育長			議長			副議長			委員長			副委員長			議員		
順位	区	金額	期末手当支給月数	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額
1	千代田区	8,344,025	4.25	1	千代田区	6,661,662	1	港区	6,060,818	1	渋谷区	6,062,769	1	千代田区	5,244,287	1	千代田区	4,412,350	1	千代田区	4,208,987	1	渋谷区	4,025,446
2	港区	8,112,315	4.25	2	港区	6,523,006	2	千代田区	5,897,512	2	荒川区	6,051,024	2	荒川区	5,174,064	2	荒川区	4,303,368	2	荒川区	4,121,712	2	千代田区	4,005,625
3	杉並区	8,071,172	4.28	3	杉並区	6,467,640	3	荒川区	5,675,277	3	千代田区	6,002,275	3	港区	5,064,958	3	大田区	4,252,246	3	渋谷区	4,092,936	3	荒川区	3,971,376
4	台東区	7,871,969	4.15	4	台東区	6,324,035	4	墨田区	5,648,625	4	大田区	6,002,190	4	大田区	5,063,286	4	渋谷区	4,244,947	4	大田区	4,078,673	4	港区	3,965,568
5	荒川区	7,820,004	4.14	5	荒川区	6,275,801	5	渋谷区	5,632,096	5	港区	5,859,921	5	渋谷区	5,057,984	5	中野区	4,234,366	5	港区	4,043,216	5	大田区	3,956,986
6	豊島区	7,777,211	4.25	6	渋谷区	6,273,760	6	北区	5,613,430	6	中野区	5,831,773	6	台東区	4,964,437	6	港区	4,218,847	6	中野区	4,043,049	6	世田谷区	3,862,632
7	大田区	7,761,901	4.03	7	大田区	6,228,535	7	世田谷区	5,589,758	7	世田谷区	5,824,338	7	足立区	4,944,645	7	世田谷区	4,169,524	7	世田谷区	3,968,540	7	中野区	3,849,874
8	世田谷区	7,691,004	4.15	8	北区	6,129,886	8	大田区	5,572,663	8	台東区	5,788,835	8	中野区	4,941,436	8	足立区	4,140,112	8	足立区	3,952,192	8	台東区	3,803,060
9	渋谷区	7,676,162	4.15	9	墨田区	6,123,510	9	杉並区	5,543,194	9	足立区	5,772,667	9	世田谷区	4,930,738	9	台東区	4,121,987	9	台東区	3,947,480	9	足立区	3,764,272
10	北区	7,653,112	4.00	10	豊島区	6,089,822	10	板橋区	5,464,390	10	北区	5,605,120	10	豊島区	4,830,907	10	北区	3,999,680	10	豊島区	3,855,927	10	豊島区	3,737,621
11	墨田区	7,579,406	3.92	11	中野区	6,052,047	11	台東区	5,424,382	11	墨田区	5,570,320	11	北区	4,811,100	11	豊島区	3,987,311	11	葛飾区	3,835,656	11	北区	3,732,880
12	江戸川区	7,576,420	3.93	12	葛飾区	6,040,813	12	葛飾区	5,327,530	12	豊島区	5,533,606	12	墨田区	4,780,244	12	葛飾区	3,956,238	12	北区	3,835,540	12	葛飾区	3,715,074
13	中野区	7,538,657	3.98	13	板橋区	5,955,502	13	豊島区	5,326,753	13	葛飾区	5,518,062	13	杉並区	4,722,716	13	墨田区	3,956,064	13	墨田区	3,813,964	13	墨田区	3,700,284
14	板橋区	7,428,836	3.90	14	世田谷区	5,919,394	14	中野区	5,305,280	14	板橋区	5,417,490	14	板橋区	4,654,064	14	杉並区	3,922,740	14	杉並区	3,759,122	14	杉並区	3,631,734
15	葛飾区	7,410,569	3.96	15	中央区	5,833,083	15	中央区	5,209,192	15	中央区	5,350,210	15	葛飾区	4,633,794	15	練馬区	3,845,943	15	板橋区	3,687,060	15	板橋区	3,568,304
16	中央区	7,280,754	3.80	16	品川区	5,750,976	16	文京区	5,160,716	16	品川区	5,242,373	16	目黒区	4,545,750	16	板橋区	3,839,744	16	練馬区	3,669,225	16	中央区	3,515,380
17	目黒区	7,183,176	3.85	17	目黒区	5,745,239	17	練馬区	5,127,260	17	杉並区	5,218,828	17	中央区	4,540,240	17	目黒区	3,779,860	17	中央区	3,647,620	17	練馬区	3,498,487
18	品川区	7,151,162	3.77	18	江東区	5,671,276	18	目黒区	5,029,524	18	目黒区	5,201,440	18	品川区	4,471,597	18	中央区	3,768,840	18	目黒区	3,609,050	18	品川区	3,438,428
19	江東区	7,096,488	3.71	19	江戸川区	5,656,486	19	品川区	4,999,804	19	練馬区	5,177,587	19	練馬区	4,465,818	19	江東区	3,744,132	19	江東区	3,566,608	19	目黒区	3,438,240
20	文京区	6,978,161	3.65	20	文京区	5,647,626	20	江東区	4,961,627	20	江東区	5,158,940	20	江東区	4,443,467	20	品川区	3,706,287	20	品川区	3,564,158	20	江東区	3,405,223
21	練馬区	6,832,712	3.60	21	練馬区	5,464,104	21	新宿区	4,955,072	21	江戸川区	4,995,431	21	江戸川区	4,287,468	21	江戸川区	3,581,681	21	江戸川区	3,434,325	21	江戸川区	3,315,243
22	新宿区	6,735,885	3.35	22	新宿区	5,401,620	22	江戸川区	4,950,321	22	文京区	4,987,412	22	文京区	4,274,484	22	文京区	3,507,506	22	文京区	3,361,317	22	文京区	3,241,380
23	足立区	5,451,284	2.99	23	足立区	4,370,426	23	足立区	3,889,371	23	新宿区	4,915,790	23	新宿区	4,196,880	23	新宿区	3,453,682	23	新宿区	3,298,242	23	新宿区	3,210,807
(23)	品川区長２割減	5,720,929		※特例条例による品川区長の月額給２割減額後（R5.2.1～適用）																				
23区平均		7,435,756	3.92	23区平均		5,939,402	23区平均		5,320,200	23区平均		5,525,583	23区平均		4,741,059	23区平均		3,962,933	23区平均		3,799,765	23区平均		3,667,562
城南ブロック平均		7,492,681	3.99	城南ブロック平均		5,983,581	城南ブロック平均		5,364,769	城南ブロック平均		5,666,622	城南ブロック平均		4,813,871	城南ブロック平均		4,030,573	城南ブロック平均		3,862,671	城南ブロック平均		3,744,346

令和8年6月1日現在

資料 6

２３区特別職報酬等　年額一覧　　※条例本則

（円）

区長			副区長			教育長			議長			副議長			委員長			副委員長			議員		
順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額	順位	区	金額
1	千代田区	24,592,025	1	千代田区	19,633,662	1	港区	17,862,818	1	千代田区	17,690,275	1	千代田区	15,456,287	1	千代田区	13,004,350	1	千代田区	12,404,987	1	千代田区	11,805,625
2	杉並区	24,026,060	2	墨田区	19,294,710	2	墨田区	17,798,385	2	大田区	17,662,590	2	荒川区	15,086,064	2	足立区	12,600,112	2	足立区	12,028,192	2	港区	11,687,568
3	大田区	24,001,453	3	大田区	19,259,959	3	北区	17,446,006	3	荒川区	17,643,024	3	足立区	15,048,645	3	荒川区	12,547,368	3	荒川区	12,017,712	3	渋谷区	11,683,846
4	港区	23,909,115	4	杉並区	19,252,704	4	新宿区	17,443,832	4	渋谷区	17,597,169	4	港区	14,927,758	4	大田区	12,513,046	4	大田区	12,002,273	4	大田区	11,644,186
5	墨田区	23,882,126	5	港区	19,225,006	5	千代田区	17,381,512	5	足立区	17,568,667	5	大田区	14,899,686	5	世田谷区	12,484,324	5	港区	11,916,416	5	荒川区	11,579,376
6	台東区	23,865,569	6	台東区	19,172,675	6	板橋区	17,278,150	6	世田谷区	17,439,138	6	墨田区	14,872,244	6	中野区	12,441,166	6	世田谷区	11,882,540	6	世田谷区	11,565,432
7	江戸川区	23,853,844	7	荒川区	19,057,241	7	荒川区	17,233,677	7	台東区	17,332,835	7	台東区	14,864,437	7	港区	12,434,047	7	渋谷区	11,879,736	7	墨田区	11,512,284
8	北区	23,785,144	8	北区	19,051,102	8	大田区	17,231,863	8	墨田区	17,330,320	8	北区	14,765,100	8	台東区	12,341,987	8	中野区	11,879,049	8	葛飾区	11,479,074
9	荒川区	23,746,404	9	渋谷区	19,020,256	9	練馬区	17,135,900	9	港区	17,270,721	9	世田谷区	14,763,538	9	練馬区	12,333,543	9	墨田区	11,865,964	9	足立区	11,456,272
10	新宿区	23,713,005	10	新宿区	19,015,860	10	渋谷区	17,074,912	10	北区	17,201,920	10	渋谷区	14,680,784	10	渋谷区	12,320,947	10	葛飾区	11,851,656	10	北区	11,456,080
11	板橋区	23,489,636	11	葛飾区	18,902,893	11	世田谷区	17,066,558	11	中野区	17,134,573	11	豊島区	14,582,107	11	墨田区	12,308,064	11	台東区	11,819,480	11	台東区	11,387,060
12	世田谷区	23,482,044	12	板橋区	18,831,022	12	文京区	16,861,916	12	新宿区	17,059,790	12	新宿区	14,564,880	12	北区	12,274,880	12	北区	11,771,140	12	中野区	11,311,474
13	中央区	23,435,634	13	中央区	18,775,803	13	中央区	16,767,592	13	葛飾区	17,050,062	13	板橋区	14,530,064	13	葛飾区	12,224,238	13	練馬区	11,766,825	13	豊島区	11,282,021
14	豊島区	23,369,531	14	中野区	18,636,447	14	葛飾区	16,670,890	14	中央区	17,002,210	14	中野区	14,518,636	14	江東区	12,096,132	14	豊島区	11,639,127	14	練馬区	11,219,287
15	渋谷区	23,271,938	15	品川区	18,613,056	15	杉並区	16,500,838	15	板橋区	16,913,490	15	目黒区	14,445,750	15	豊島区	12,035,711	15	中央区	11,591,620	15	中央区	11,171,380
16	江東区	23,224,488	16	豊島区	18,593,342	16	台東区	16,445,182	16	品川区	16,750,373	16	中央区	14,428,240	16	目黒区	12,011,860	16	江東区	11,522,608	16	新宿区	11,142,807
17	中野区	23,214,257	17	江東区	18,560,236	17	中野区	16,336,880	17	豊島区	16,703,206	17	杉並区	14,421,116	17	板橋区	11,987,744	17	板橋区	11,511,060	17	板橋区	11,140,304
18	葛飾区	23,189,129	18	江戸川区	18,495,094	18	豊島区	16,263,553	18	江東区	16,666,940	18	江東区	14,355,467	18	新宿区	11,985,682	18	杉並区	11,478,722	18	杉並区	11,089,734
19	品川区	23,144,762	19	目黒区	18,460,439	19	江東区	16,237,787	19	文京区	16,614,212	19	練馬区	14,321,418	19	杉並区	11,978,340	19	目黒区	11,469,050	19	江東区	11,001,223
20	目黒区	23,080,776	20	文京区	18,452,826	20	江戸川区	16,186,137	20	練馬区	16,603,987	20	葛飾区	14,317,794	20	中央区	11,976,840	20	新宿区	11,446,242	20	品川区	10,986,428
21	練馬区	22,835,720	21	練馬区	18,261,672	21	品川区	16,181,884	21	目黒区	16,529,440	21	品川区	14,287,597	21	品川区	11,842,287	21	品川区	11,388,158	21	目黒区	10,926,240
22	文京区	22,800,161	22	世田谷区	18,072,994	22	目黒区	16,160,724	22	江戸川区	16,019,831	22	文京区	14,239,284	22	文京区	11,684,306	22	文京区	11,197,317	22	文京区	10,797,780
23	足立区	20,986,004	23	足立区	16,824,986	23	足立区	14,973,051	23	杉並区	15,936,028	23	江戸川区	13,749,468	23	江戸川区	11,486,081	23	江戸川区	11,013,525	23	江戸川区	10,631,643
(23)	品川区長２割減	18,515,810	※特例条例による品川区長の月額給２割減額後（R5.2.1～適用）																				
23区平均		23,430,384	23区平均		18,759,304	23区平均		16,806,089	23区平均		17,031,339	23区平均		14,614,190	23区平均		12,213,611	23区平均		11,710,583	23区平均		11,302,484
城南ブロック平均		23,396,195	城南ブロック平均		18,685,341	城南ブロック平均		16,743,188	城南ブロック平均		17,195,742	城南ブロック平均		14,615,471	城南ブロック平均		12,234,493	城南ブロック平均		11,724,351	城南ブロック平均		11,361,226

令和8年6月1日現在

資料7

令和７年度

品川区各会計決算審査意見書
品川区基金運用状況審査意見書
品川区財政健全化審査意見書

〈抜粋〉

品川区監査委員

第５　付帯意見

１　総括意見

令和７年度に実施された施策の概況について意見を述べる。

令和７年度において、その決算状況（執行率）は一般会計ベースで94.8％（令和６年度94.5％）となった。計画と比較すると実績が伸びなかった事業はあるが、「ウェルビーイング予算2.0」のもと、「人」を基軸にした施策展開により、それぞれのライフステージに応じた区民の幸福度向上に向けた取組を着実に進めており、概ね高い執行実績をあげていると言える。

はじめに、重点的かつ緊急的に取り組んだ施策について述べる。

物価・エネルギー価格の高騰等への対策として、区民生活および区内経済の安定に向け、区内共通商品券およびデジタル商品券のプレミアム率の拡充ならびに省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金による支援を実施した。また、子育て世帯への支援として物価高対応子育て応援手当給付金を支給したほか、感震ブレーカー設置補助の拡充や高齢者熱中症見守り宅配事業等の施策について、適宜補正予算を編成し、支援を行った。

次に、令和７年度に掲げた４つの重点政策について述べる。

１つ目は「安全･安心を守る」についてである。

大規模災害発生時等の避難者の生活衛生環境改善についてである。令和６年12月に、内閣府が令和６年能登半島地震の検証結果や災害等の被災者に対する人道支援活動の国際基準である「スフィア基準」等を踏まえて改定した取組指針やガイドラインに基づき、水循環型シャワーを導入するとともに、各避難所に間仕切り付き段ボールベッドを配備した。また、高齢者および障害者世帯を対象に、家具転倒防止器具の購入・設置費用助成における所得制限を撤廃し、家具転倒防止器具の設置促進を図った。

地域防災力の向上に向けた取組については、学生を対象とした防災士資格取得費用の助成を実施した。また、しながわ防災学校においては、女性向けコースを新設し、災害時における女性のニーズや配慮の必要性を学び、地域で実践的に活動できる「女性防災リーダー」の育成を行った。さらに、災害時の共助の担い手となり得る中学生を対象に、企業協賛のもと防災教育の独自教材を開発し、授業での展開を行った。

マンション防災対策については、マンション居住者や管理組合・理事会向けのハンドブックやガイドブックを作成し、マンションの特性を踏まえた災害時の行動や在宅避難への備えなどについて啓発を行った。

２つ目は、「社会全体で子どもと子育てを支える」についてである。

区立中学校および義務教育学校における標準服（制服）および修学旅行費の無償化についてである。教育に係る費用のうち標準服（制服）の購入費は特に負担が大きいとされていたことから、対象物品の購入費用を無償化するとともに、修学旅行費についても宿泊費や見学料等を無償化し、保護者の経済的負担の軽減につなげた。

大学進学を目指す学生への支援については、「品川区給付型大学奨学金」を創設し、学校教育法に定める大学（医療系、理工農系学部）の進学予定者へ金銭的支援を行い、将来の医療や科学技術分野を担う人材育成を後押しする体制を整えた。

学校施設を活用した児童の居場所の設置についてである。区立小学校および義務教育学校の始業前の時間帯について、学校内で児童が安全・安心に過ごすことができる居場所の確保および朝食支援を開始した。また、放課後の居場所となる「すまいるスクール」についても、午後5時ま

での利用料を無償化するなど、児童の活動の場の充実に努めた。
保育料については、令和7年9月1日より第1子（0～2歳児）の保育料も無償化の対象とし、就労等により保育を必要とする家庭のさらなる経済的負担の軽減につなげた。
産後ケア事業については、宿泊型の利用日数を最大6泊7日に拡大するとともに、自己負担額を1割まで減額するなど利用促進を図った。また、乳房ケアに特化した訪問型事業を開始したほか、これまで実施していた母子交流事業に加え、助産師等の専門職による月齢に応じた講話や育児相談を開始するなど、支援内容を充実させ、産後の不安解消に向けた施策を展開した。
中高生リバースメンターについては、地域課題や社会課題にかかる問題意識を持つ中高生からリバースメンターを選定し、政策提言の機会を設け、品川区SDGs未来都市計画に掲げる次世代の担い手の育成と「子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ」の実現に向けた取組を行った。

3つ目は、「生きづらさをなくし住み続けられるやさしい社会をつくる」についてである。
終活支援サービスの無償化についてである。歳を重ねても住み慣れた地域で安心して生活したい区民を支援するため、品川成年後見センターが提供する「あんしんの3点セット」の利用料金等を無償化・減額した。また、住まいに悩みを抱える区民への支援として、令和7年5月より住まいの総合相談窓口「あんしん住まいる相談デスク」を開設し、相談内容や属性に応じた関係部署へつなぐ取組を開始した。
加齢に伴う中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費の助成については、日常生活および社会参加の機会促進のため、助成額の拡大を行った。また、18歳未満の中等度難聴児への補聴器購入助成に加え、新たに満18歳以上65歳未満の中等度難聴者への助成を開始し、全ての年代における聞こえの支援の充実につなげた。
健康寿命の延伸に向けた取組として、年度末年齢満73歳の国民健康保険加入者を対象に「73（ナナサン）歯科健診」を無料で実施し、口腔機能の維持・向上およびフレイルチェックを行った。
子育て世帯への支援として、障害児通所支援等の利用料を所得制限なく無償化とするとともに、離婚調停（裁判）中の実質ひとり親家庭に対しては、原則、離婚成立を要件とする児童扶養手当について、申請できない期間は区独自の給付金を支給するなど経済的支援の充実に努めた。

4つ目は、「未来に希望の持てるサステナブルな社会をつくる」についてである。
区民の声を区政に反映する取組として、インターネットを利用した住民参加型デジタルプラットフォーム「しながわオープントーク」の運用を開始した。毎回トークテーマを設定し、区民の柔軟な発想や日頃の気付きなど幅広い声を募集することで、区民の意見を施策に反映する仕組みを構築した。
女性のIT・デジタル人材確保支援を目的としたセミナーの開催や区内企業とのマッチング交流会等を開催し、人材不足の解消および多様な働き方の実現に向けた施策を行った。
区内共通商品券については、従来の紙の商品券に加え、新たにデジタル商品券を導入し、商店街のデジタル化促進に寄与した。
AIオンデマンド交通「しなるん」の実証運行については、公共交通サービス圏域外における地域の課題を検証するため、令和7年7月より荏原地区の一部において実施した。今後はエリア拡大などの運行改善を行いながら実証運行を継続するとのことである。
環境施策として各種実施していた環境関連助成を、しながわゼロカーボンアクション助成事業として一本化し、助成内容に「ZEB設計」と「ZEH・東京ゼロエミ住宅」を追加し、さらなる省エネ・脱炭素化の推進に取り組んだ。

令和7年度の決算審査を通じ、次のとおり意見を述べる。

その1は、地域コミュニティの活性化と地域を支える人材の育成についてである。

まず、町会・自治会活動においては、近年のデジタル化、担い手確保およびマンションとの関係づくりなど、活動活性化に向けた課題に対応するため、町会・自治会伴走型支援プログラムによる支援を実施している。専門コンサルタントによる支援を通じて得られた知見や解決手法を町会・自治会全体で共有するとともに、東京都のポータルサイトなども有効に活用しながら、引き続き町会･自治会が抱える課題に寄り添った支援に努められたい。

また、大学生奨学金事業については、区内の地域貢献活動への定期的な参加が奨学金の応募要件の一つとなっているが、一定数の給付対象者が遠方の大学に進学しているのが現状だという。地域貢献活動については、夏休み期間を活用した集中的な実施も可とするなど、学業との両立に配慮した柔軟な運用のもと、地域を支える人材の育成に努められたい。

その2は、切れ目のない障害福祉サービスの提供と支援基盤の強化についてである。

障害者支援施策として、「18歳の壁」対策や障害児通所支援等利用料の無償化などの取組を実施した。「18歳の壁」対策については、利用者の延長受入れを行う生活介護事業所へ運営費の助成を行うことで、利用者の居場所確保および家族等の負担軽減につなげた。また、発達障害・思春期サポート事業（ら・るーと）は、令和7年度末をもって事業終了となったが、事業内容を発達障害者支援施設ぷらーす等に引き継いで実施している。これらの取組は、切れ目のない支援体制の維持に資するものである。現場を支える体制整備にも配慮しながら、取組を推進されたい。

その3は、組織間の連携等による支援体制の充実についてである。

現在、在宅介護支援センターは地域包括支援センターのサブセンターとして地域の介護・福祉サービスを担っているが、昨今の高齢者人口の増加に伴う介護人材不足や支援ニーズの多様化により、地域包括支援センターに求められる役割や業務が増大していることから、そのあり方について検討が進められている。体制再編においては、高齢者やその家族に対する相談支援機能や適切なケアマネジメントによる支援体制を保持しながら、段階的かつ円滑に進めるとともに、より一層の地域包括ケアシステムの充実につなげられたい。

また、5歳児健康診査事業については、令和7年度はモデル事業として実施し、他自治体の事例を参考に実施方法の検証を行った。本格実施に当たっては、医師確保の課題もあるが、幼児の円滑な就学に向けた取組として、障害部門や教育部門など関係部署との連携を図りながら、支援体制の構築に努められたい。

その4は、区民の安全･安心を支えるまちづくりの推進についてである。

まず、道路空洞調査については、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、当初5年間で約100kmを調査する計画を、主要幹線道路や大口径の下水道管が通っている道路を含む約160kmへ変更し、道路の安全性向上に取り組んだ。区民が安心して暮らせるまちづくりの推進に向け、道路等の適切な維持管理に取り組まれたい。

また、マンションに対する防災普及啓発を目的として、設置を希望する分譲マンションおよび賃貸住宅等に対し、エレベーター用防災チェアを無償配布した。賃貸住宅においては、管理会社やオーナーの把握が十分でない物件もあることから、本事業を契機として連絡先情報の整理・共有を進め、災害時に迅速な対応を図ることができる体制づくりに努められたい。

その5は、持続可能な区政運営に向けた政策形成についてである。

令和7年4月に策定した品川区総合実施計画および品川区総合戦略推進のため、地域幸福度調査を行い、区民の幸福度や生活満足度のほか、子育てや防災などの項目について調査を実施した。これらの結果については、区民ニーズの把握および分析を進め、今後の施策立案に活用されたい。

次に、グリーンスローモビリティについては、令和6年度に基地整備等の初期投資を行い、実証運行を開始したが、令和7年度の検討において、関係機関との調整や区全体の交通のあり方についての整理が必要であるとの結論に至り実証運行を終了した。実証運行の開始に当たっては、人流データなどを活用した事前の検討や、設備の償却も含めた慎重な判断が必要とされる。今後行われる区の公共交通のあり方の検討においては、本事業で得られたデータや知見が十分に活かされ、より効果的な交通施策につながることを望む。

さらに、二葉四丁目の認知症高齢者グループホームの整備予定地の取得に当たって、相手方との協議結果が区の当初の想定と異なるものとなったため、補正予算により予算措置を行った。多額の費用を要する用地取得については、予算措置の考え方や取得に至る経緯などが明確になるよう、計画的かつ適切な予算編成･執行に努められたい。

次に、一般会計のうち特別区民税収について意見を述べる。

特別区民税の収入済額は628億486万円で前年度（551億7,898万円）に比べ13.82％、76億2,588万円増加している。現年課税分の収入率は99.54％で前年度（99.53％）に比べ0.01ポイント上昇し、滞納繰越分は54.63％で前年度（60.16％）に比べ5.53ポイント低下している。全体の収入率は99.24％となり前年度（99.22％）に比べ0.02ポイント上昇している。なお、令和5年度からの全体の収入率は、5年度99.13％、6年度99.22％、7年度99.24％と、主に納付手段の拡充の効果により依然高い数値を維持している（表1参照）。

表1　特別区民税の歳入状況

区　　分		調定額 A	構成比	収入済額 B	収入率 B／A	収入未済額 C	収入未済率 C／A
		円	%	円	%	円	%
令和7年度	現年課税分	62,865,742,392	99.33	62,574,046,117	99.54	315,673,263	0.50
	滞納繰越分	422,470,901	0.67	230,816,610	54.63	166,676,854	39.45
	合　　計	63,288,213,293	100.00	62,804,862,727	99.24	482,350,117	0.76
令和6年度	現年課税分	55,182,969,745	99.23	54,920,884,766	99.53	279,254,794	0.51
	滞納繰越分	429,014,176	0.77	258,099,145	60.16	147,155,589	34.30
	合　　計	55,611,983,921	100.00	55,178,983,911	99.22	426,410,383	0.77

次に、特別会計について意見を述べる。

国民健康保険事業会計は、歳入総額は対前年度9億450万円減少し、歳出総額も対前年度10億2,405万円減少したが、単年度収支においては1億1,955万円の黒字（前年度4,168万円の黒字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち、繰越金が対前年度12.0％増加したものの、繰入金、都支出金、国民健康保険料は対前年度それぞれ8.6％、1.4％、2.6％減少したため、全体として対前年度2.5％の減少となっている。

一方、歳出については、主な歳出項目のうち、保険給付費、諸支出金がそれぞれ対前年度0.6％、9.6％増加したものの、国民健康保険事業費納付金、総務費、保健事業費が対前年度それぞれ7.6％、14.3％、0.1％減少したため、全体として対前年度2.9％の減少となっている。

令和７年度の保険料の対調定収納率は87.37％で前年度（86.58％）に比べ0.79ポイント上昇している。このうち滞納繰越分については51.50％で前年度（40.88％）に比べ10.62ポイント上昇し、高い収納率を達成している。これは、滞納世帯の実態を的確に把握し、積極的な滞納整理業務につなげた成果であり、収納率向上に向けた職員の不断の努力を高く評価する。引き続き収納率の維持･向上に努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は対前年度５億5,445万円増加し、歳出総額も対前年度６億297万円増加し、単年度収支においては4,852万円の赤字（前年度2,154万円の黒字）となっている。歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金が対前年度それぞれ7.1％、2.8％、56.3％増加し、全体として対前年度5.2％の増加となっている。

一方、歳出については、保険給付費が対前年度1.8％減少しているが、支出総額の93.1％を占める分担金及び負担金が対前年度5.2％増加し、全体として5.7％の増加となっている。

令和７年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は97.94％で前年度（98.06％）に比べ0.12ポイント低下している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計は、歳入総額は対前年度２億9,048万円増加し、歳出総額も対前年度４億3,154万円増加し、単年度収支においては１億4,105万円の赤字（前年度５億4,974万円の黒字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち国庫支出金、都支出金、繰入金が対前年度それぞれ3.2％、2.6％、1.8％減少しているが、繰越金、保険料、諸収入が対前年度それぞれ68.6％、1.7％、25.8％増加し、全体として対前年度1.0％の増加となっている。

一方、歳出については、地域支援事業費が対前年度21.5％減少しているが、基金積立金、保険給付費、総務費が対前年度それぞれ211.4％、0.8％、13.6％増加し、全体として1.6％の増加となっている。

令和７年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は96.82％で前年度（96.84％）に比べ0.02ポイント低下している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

災害復旧特別会計は、歳入総額、歳出総額それぞれ対前年度9,355万円増加している。

平成29年度に創設された同会計は、令和７年９月11日の大雨被害に伴う対応として、令和元年度、令和５年度、令和６年度に続き４度目の執行がなされた。災害時における弾力的かつ迅速な執行に努められたい。

以上、令和７年度決算における事業の執行状況についての総括意見を述べた。令和７年度は、特別区税が前年度の587億円を76億円（12.9％）､特別区交付金が前年度の499億円を63億円（12.6％）上回るなど、歳入は好調に推移した。雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな回復が見られる一方で、食料品を中心とした物価上昇の長期化や中東情勢、金融資本市場の変動など、区政を取り巻く環境は依然として先行きの見通しが極めて困難な状況にある。今後も特別区民税や都区財政調整交付金の動向を見据えた慎重な行財政運営が求められる。

「居安思危（安きに居りて危きを思う）」という故事成語がある。震災や風水害など不測の事態への備えに万全を期すためにも、歳入が好調に推移している今こそ、その精神のもと、基金への計画的な積立てなど行財政基盤の強化を着実に進め、健全財政を堅持し、計画的かつ将来を見据えた区政運営に努められることを切に期待する。

2　個別意見

（1）　主要決算数値および指標について

令和7年度普通会計（決算統計）の決算状況について、主な決算数値および指標は次のとおりである。

歳入総額2,475億39万円、歳出総額2,388億1,602万円で、形式収支は86億8,438万円（対前年度28.8％の増）の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源9億9,704万円を差し引いた実質収支は76億8,733万円の黒字（対前年度16.4％の増）となっている。また、単年度収支（当年度実質収支－前年度実質収支）は10億8,088万円の黒字、それに財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は31億5,075万円の黒字となっている。

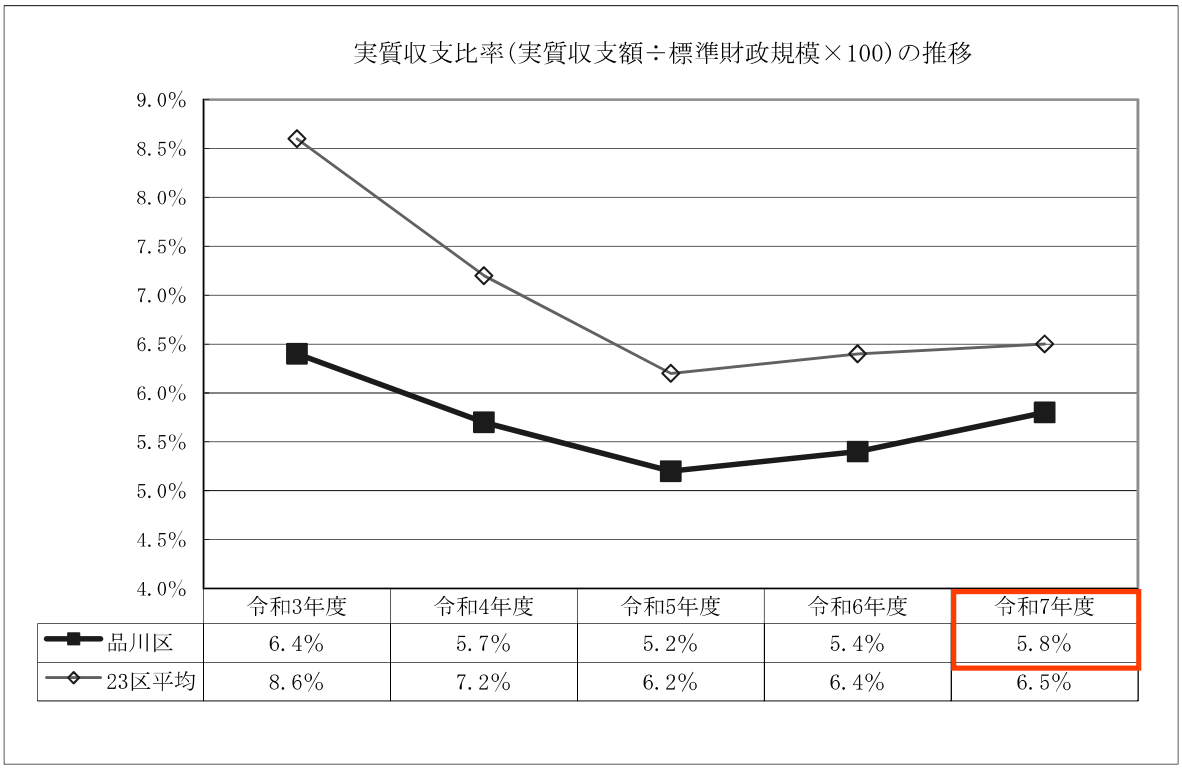
表２　普通会計決算状況

区　　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
歳　入　総　額　A	247,500,392	216,023,395	31,476,997	14.6
歳　出　総　額　B	238,816,017	209,278,826	29,537,191	14.1
形式収支（A－B）　C	8,684,375	6,744,569	1,939,806	28.8
翌年度へ繰り越すべき財源　D	997,044	138,113	858,931	621.9
実質収支（C－D）　E	7,687,331	6,606,456	1,080,875	16.4
単　年　度　収　支　F	1,080,875	712,263	368,612	
財政調整基金積立金　G	2,069,878	584,558	1,485,320	254.1
繰　上　償　還　金　H	0	0	0	－
財政調整基金取崩額　I	0	0	0	－
実質単年度収支（F+G+H－I）　J	3,150,753	1,296,821	1,853,932	
基　準　財　政　需　要　額	119,884,457	110,826,231	9,058,226	8.2
基　準　財　政　収　入　額	69,830,092	63,847,136	5,982,956	9.4
標　準　財　政　規　模	131,957,734	121,692,885	10,264,849	8.4

財政運営の状況を判断する指標とされる実質収支比率は5.8％で、前年度（5.4％）に比べ0.4ポイント上昇している。これは、一般財源のうち特別区税の増（約76億円）、特別区交付金（普通交付金）の増（約31億円）等により実質収支額が増加したことによるものである（93頁、表2参照）。

一般的に3～5％が望ましい水準とされているが、23区の平均値（6.5％、速報値）と比べると0.7ポイント下回っており、当該年度の財政規模や経済状況等に影響されるところが大きい。

図１　実質収支比率

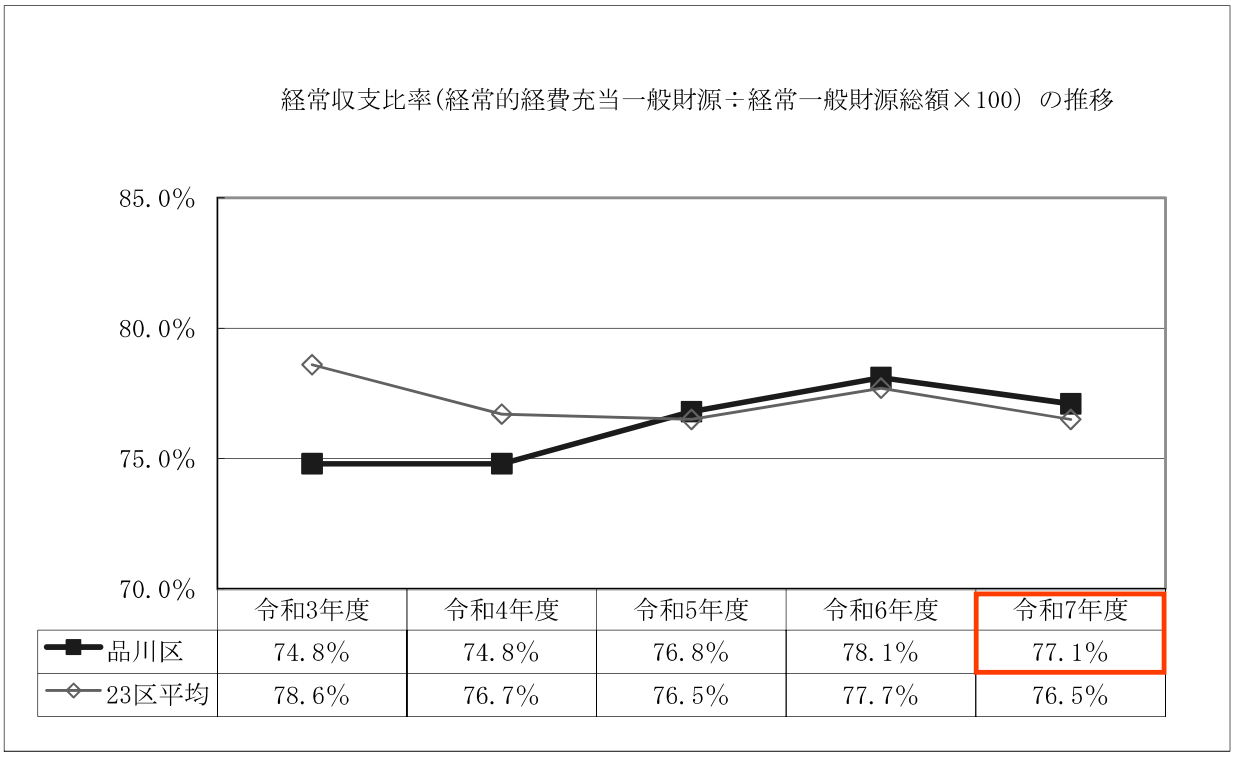


	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
品川区	6.4%	5.7%	5.2%	5.4%	5.8%
23区平均	8.6%	7.2%	6.2%	6.4%	6.5%

財政構造の弾力性を判断する指標とされる経常収支比率は77.1％で、前年度（78.1％）に比べ1.0ポイント低下している。これは、経常的経費充当一般財源は、補助費等の増（約22億円）、物件費の増（約17億円）、扶助費の増（約13億円）等により約68億円増加したが、経常一般財源総額においても、地方特例交付金の減（約19億円）はあるものの、特別区税の増（約76億円）、特別区交付金（普通交付金）の増（約31億円）、地方消費税交付金の増（約10億円）により約104億円増加したためである。

23区の平均値（76.5％、速報値）と比べると0.6ポイント上回っている。

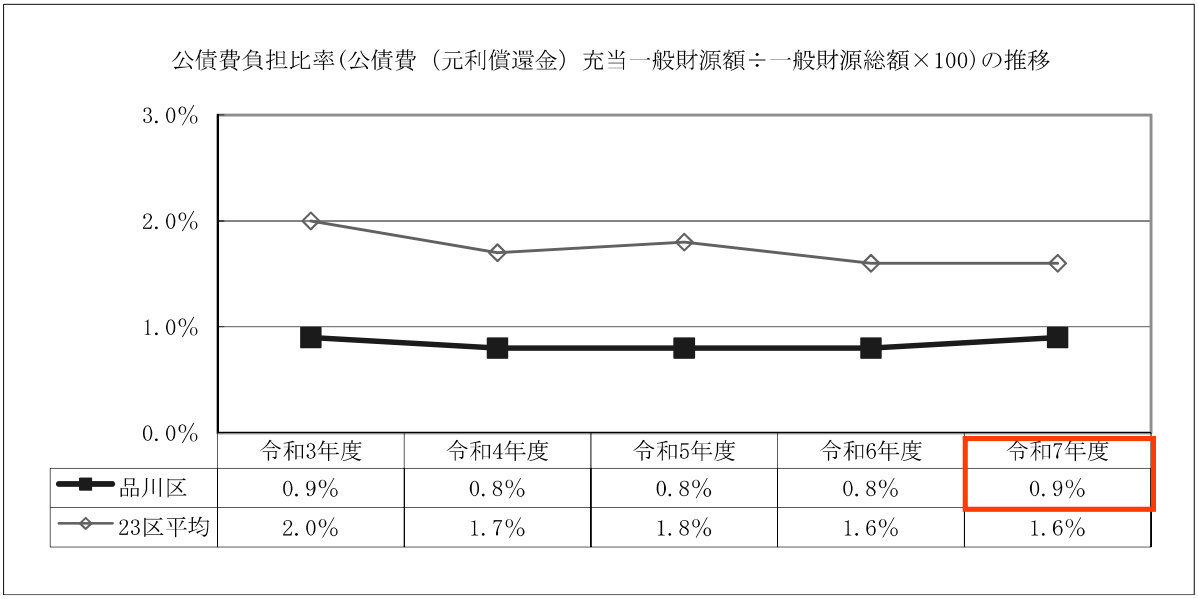
図２　経常収支比率



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
品川区	74.8%	74.8%	76.8%	78.1%	77.1%
23区平均	78.6%	76.7%	76.5%	77.7%	76.5%

経常収支比率と同様に、財政構造の弾力性を判断する指標とされる公債費負担比率は0.9％で、前年度（0.8％）に比べ0.1ポイント上昇している。

図３　公債費負担比率



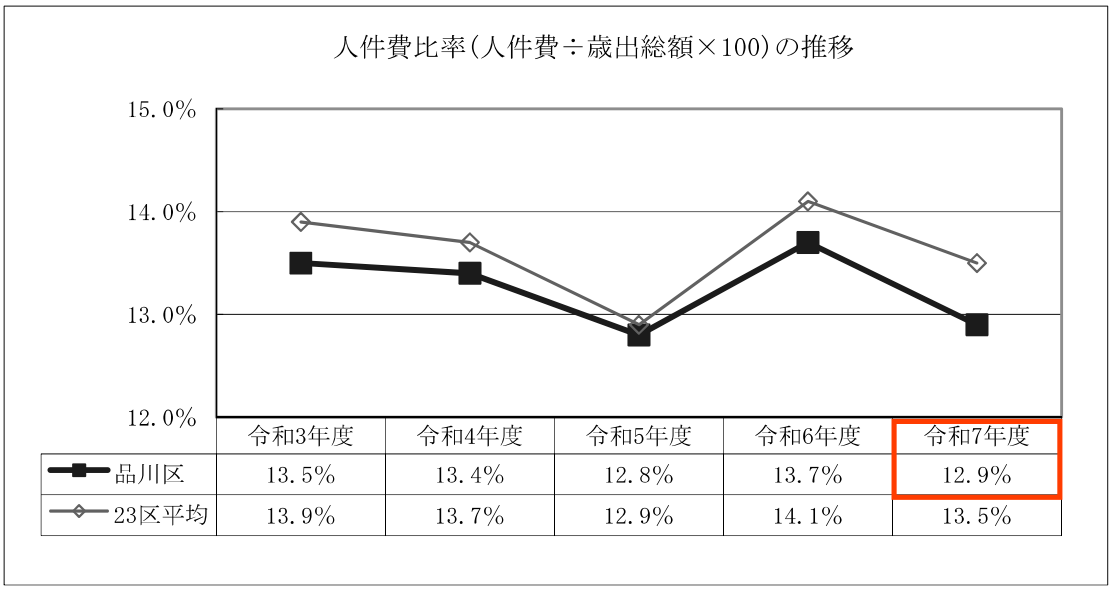
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
品川区	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%
23区平均	2.0%	1.7%	1.8%	1.6%	1.6%

歳出総額に占める人件費の割合を示す人件費比率は12.9％で、前年度（13.7％）に比べ0.8ポイント低下している。これは、23区の平均値（13.5％、速報値）と比べると0.6ポイント下回っている。

また、人件費の経常収支比率は19.9％で、前年度（20.6％）に比べ0.7ポイント低下している（図4･97頁、表3参照）。

平成23年度以降マイナスであった自主財源人員（いわゆる財調過員）は、令和3年度以降プラスになっている（97頁、表4参照）。

図４　人件費比率



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
品川区	13.5%	13.4%	12.8%	13.7%	12.9%
23区平均	13.9%	13.7%	12.9%	14.1%	13.5%

表３　人件費の経常収支比率の推移

区　　分	令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
	%	%	%	%	%
品　　川　　区	19.9	20.6	19.0	19.8	20.0
２　３　区　平　均	－	20.5	19.3	20.6	21.8

表４　職員数の状況

各年度10月１日現在

区　　分	令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
	人	人	人	人	人
職　　員　　数	2,829 (107.7)	2,724 (103.7)	2,650 (100.9)	2,632 (100.2)	2,626 (100.0)
対　前　年　度　増　減	105	74	18	6	28
財　調　対　象　人　員	2,653 (101.8)	2,630 (100.9)	2,527 (97.0)	2,549 (97.8)	2,606 (100.0)
自　主　財　源　人　員	176 (880.0)	94 (470.0)	123 (615.0)	83 (415.0)	20 (100.0)

注１　（　）内の数値は令和３年度を100とした指数である。
　２　職員数＝現員－国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分（令和７年度はそれぞれ55人、13人）。
　３　職員数は介護保険事業分を含む(令和７年度は23人)。
　４　財調対象人員は国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分を除く（令和７年度はそれぞれ39人、９人）。

以上、令和7年度普通会計の決算に見られる主な決算数値および指標は、いずれも適正な水準を維持していると言える。

資料 8

品川区特別職における改定方法および近年の改定経緯について

１．今回の改定方法について

特別区人事委員会勧告は一般職員を対象とするものであるが、公民較差を適切に反映した客観的な指標であることから、当審議会においても勧告に準拠し、改定の検討を行う。

月額報酬および期末手当それぞれについて、下記のとおり勧告に準拠した異なる考え方による２案を示し検討を進める。

２．月額報酬

（１）改定案

案１　勧告の公民格差(3.72%)をそのまま引用した案

特別区人事委員会勧告は一般職員を対象としたものであるが、その改定率を特別職にもそのまま適用した案。

案２　部長級職員(給料表６級)の最上位号給と同率(3.6%)を引き上げた案

特別区人事委員会勧告は若年層から管理職まで、全ての一般職員を対象としたものである。特別職はその責任の重大さから、一般職員で当てはめると部長級職員に近しいと考えられるため、部長級最高号給の改定率を適用した案。

（２）案１・案２比較表

	現行月額	案１(3.72%引き上げ)	案２(3.6%引き上げ)
区長	1,190,000	1,234,000（+44,000）	1,233,000（+43,000）
副区長	957,000	993,000（+36,000）	991,000（+34,000）
教育長	832,000	863,000（+31,000）	862,000（+30,000）
議長	959,000	995,000（+36,000）	994,000（+35,000）
副議長	818,000	848,000（+30,000）	847,000（+29,000）
委員長	678,000	703,000（+25,000）	702,000（+24,000）
副委員長	652,000	676,000（+24,000）	675,000（+23,000）
議員	629,000	652,000（+23,000）	652,000（+23,000）

※（　）は増加額

（３）近年の改定状況

年度	改定内容	改定の考え方	区長年収への影響額
令和７年度	3.30% 増額改定	６級最上位号給と同率	＋736,653 円
令和６年度	0.80% 増額改定	６級最上位号給と同率	＋172,319 円
令和５年度	0.30% 増額改定	６級最上位号給と同率	＋57,057 円
令和４年度	改定見送り	一般職員の初任給および若年層給与に限り増額改定のため	0 円
令和３年度	改定見送り	一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため	0 円
令和２年度	改定見送り	一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため	0 円

３．期末手当

（１）改定案

案１　勧告の改定月数0.1月分をそのまま引用した案

特別区人事委員会勧告は一般職員を対象としたものであるが、その改定月数を特別職にもそのまま適用した案。

案２　改定月数が一般職員と同程度となる0.08月分を引き上げる案

一般職員と同程度の引き上げとなるよう、引上げ率を算出し当てはめる案。

＜算出方法＞

①一般職員の改定月数：0.1月

②引上げ率を算出　0.1月÷4.9月＝2.04％

③引上げ率２．０４％を特別職の支給月数に当てはめ算出

⇒　3.77月×2.04％≒0.08月

（２）案１・案２比較表

	現行月数	案１(0.1月引き上げ)	案２(0.08月引き上げ)
区長	3.77月	7,340,848（+189,686）	7,302,911（+151,749）
副区長		5,903,522（+152,546）	5,873,013（+122,037）
教育長		5,132,425（+132,621）	5,105,901（+106,097）
議長		5,381,428（+139,055）	5,353,617（+111,244）
副議長		4,590,207（+118,610）	4,566,485（+94,888）
委員長		3,804,597（+98,310）	3,784,935（+78,648）
副委員長		3,658,698（+94,540）	3,639,790（+75,632）
議員		3,529,633（+91,205）	3,511,392（+72,964）

※（　）は増加額

※期末手当の計算にあたっては、改正前の月額報酬により試算

（３）近年の改定状況

年度	改定内容	改定の考え方	区長年収への影響額
令和７年度	0.04月　引き上げ改定	一般職員と同程度	＋73,451円
令和６年度	0.15月　引き上げ改定	一般職員と同程度	＋273,291円
令和５年度	0.08月　引き上げ改定	一般職員と同程度	＋145,372円
令和４年度	改定見送り	―	0円
令和３年度	0.11月　引き下げ改定	一般職員と同程度	－199,877円
令和２年度	0.04月　引き下げ改定	一般職員と同程度	－72,687円

４．年収ベースによる案１・案２の比較表

案１：月額報酬、期末手当ともに案１で試算
案２：月額報酬、期末手当ともに案２で試算

	現行年収	案１	案２
区長	23,144,762	24,197,234（+1,052,472）	24,138,317（+993,555）
副区長	18,613,056	19,471,518（+858,462）	19,400,707（+787,651）
教育長	16,181,884	16,922,377（+740,493）	16,875,287（+693,403）
議長	16,750,373	17,523,442（+773,069）	17,477,005（+726,632）
副議長	14,287,597	14,934,552（+646,955）	14,892,377（+604,780）
委員長	11,842,287	12,380,884（+538,597）	12,342,915（+500,628）
副委員長	11,388,158	11,905,374（+517,216）	11,868,187（+480,029）
議員	10,986,428	11,482,698（+496,270）	11,463,790（+477,362）

※（　）は増加額

令和８年度第１回品川区特別職報酬等審議会　追加次第

令和８年１１月２日
司会：佐藤区長室長

１．議　　事
（１）答申文案について
①文案朗読
②文案確認
③決　　定

----------区長、副区長、教育長入室----------

２．報　　告
（１）会長挨拶
（２）答申文手交および朗読
（３）区長挨拶

３．閉　　会